

# 特記仕様書【概要版】(案)

## 1 業務名称

北九州市立埋蔵文化財センター移転改修工事基本設計業務

## 2 履行期間

契約締結日から9箇月

## 3 委託の目的

本業務は、旧北九州市立八幡市民会館を北九州市立埋蔵文化財センターとして利活用することを目的に、基本計画に基づき、耐震診断の実施及び耐震補強計画の作成並びに改修工事に係る基本設計を行うものである。

旧北九州市立八幡市民会館は、旧八幡市市制40周年を記念して、村野藤吾氏の設計により昭和33年に建築され、第1回BCS賞を受賞した。

しかしながら、平成28年3月に用途廃止し、以降使用されていない。

本業務では、耐震補強及び改修工事にあたり、これまでの歴史を踏まえ、外観の保全を原則として利用者の利便性、建物の耐久性、維持管理の容易性、工事費の縮減及び工期の短縮等に配慮した基本設計の作成を求めるものである。

なお、平成24年度の耐震診断(二次診断)の結果、必要な耐震性能を有していないことが判明している。

## 4 施設の概要

### (1) 旧北九州市立八幡市民会館

所在地 北九州市八幡東区尾倉2丁目6番5号  
竣工年月 昭和33年10月  
構造 鉄筋コンクリート造/地下1階、地上4階  
規模 敷地面積7,744.32㎡/延床面積 6,172.58㎡  
主な機能 ホール(1,454席)、会議室、美術工芸室及び展示室  
備考 村野・森建築事務所による設計 第1回BCS賞受賞

### (2) 北九州市立埋蔵文化財センター(現在)

所在地 北九州小倉北区金田1丁目1番3号  
竣工年月 昭和57年12月  
構造 鉄筋コンクリート造/地上3階  
規模 敷地面積2,984.11㎡/延床面積 2,606.49㎡  
主な機能 展示室(456.98㎡)、収蔵庫、整理作業室  
備考 旧石器時代から近世までの市内出土品等を展示

## 5 業務内容

### (1) 劣化調査

#### ア 調査範囲

- ・施設の外部及び内部（建築）、電気設備、消火設備、空調設備、給排水設備、照明設備及び外構

#### イ 調査方法

- ・目視及び打診調査等。ただし、大規模な仮設足場の設置までは要求しない。
- ・耐震診断（二次診断）に必要なコンクリートコア抜き及び中性化調査。調査数は別紙仕様書のとおり。調査場所は監督員と協議の上決定する。
- ・建築基準法関係法令への適合の確認。
- ・アスベスト、RCB含有建材及び機器の有無。（サンプリング調査は別途）

### (2) 耐震診断及び補強計画

別紙「耐震診断及び補強計画」仕様書に基づき、以下の業務を行う。

#### ア 計画案に応じた耐震診断（二次診断）

#### イ 耐震補強計画の作成

#### ウ 要求事項

- ・耐震補強は外観を変更しない計画とすること。ただし、変更が軽微であり、かつ市が必要と認めた場合を除く。
- ・舞台上部に残存している緞帳、舞台装置等、北九州市立埋蔵文化財センターに不要なものについては、地震時の脱落等の危険を排除するため撤去する。
- ・その他非構造部材についても、十分な安全性を確保するため適切な対策を講ずること。
- ・旧舞台及び旧客席部分は収蔵庫1層としているが、将来収蔵品が増加した場合に複層化して利用できるよう基礎等の構造はそれに対応した計画とすること。（階数、想定荷重等については市から別途指示する。）  
なお、地盤調査については、基本設計業務期間中に別途実施する予定である。
- ・耐震診断及び耐震補強計画について、耐震改修促進法に基づく評価書の取得は予定していない。

### (3) 移転改修工事基本設計

別紙委託仕様書に基づき、以下の業務を行う。

#### ア 設計条件、課題等の整理

#### イ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

#### ウ 上下水道、ガス、電力、通信等関係機関との打合せ

#### エ 基本設計方針の作成

#### オ 基本設計図書の作成

#### カ 概算工事費の算出

## キ 概算工事工程の作成

### ク 要求事項

- ・施設の長寿命化を図るため、劣化、破損等した外壁、外部建具、屋根及び屋上防水の改修を行う。なお、改修にあたっては外観の保全に配慮すること。
- ・基本計画を踏まえて内部改修を行う。ただし、利便性、耐震性及び機能性等の向上並びに建物の保存活用に資するものであれば、基本計画の基本方針、事業運営方針、施設整備方針及び改修整備の考え方に合致する範囲内において、市との協議の上、施設構成（施設ゾーニング）等を変更できるものとする。

また、ホールの壁・2階ホワイエの鍵盤型採光窓など特徴的な意匠は、耐震、配置計画に問題のない範囲で保存する。
- ・利用しない部分については、原則として改修は行わない。ただし、管理上必要な部分は照明等必要最小限の設備等を設ける。
- ・電気設備、消火設備、空調設備、給排水設備及び照明設備については、既存の撤去及び新設とする。ただし、既存設備が使用できる場合はこの限りでない。
- ・その他、バリアフリー化、環境負荷低減を考慮し計画すること。
- ・旧舞台及び旧客席部分は収蔵庫1層としているが、将来収蔵品が増加した場合に複層化して利用することを想定した計画とすること。
- ・展示工事に係る基本設計は本業務には含まない。

## 6 成果品

別紙委託仕様書のとおり

## 7 成果物提出期間

契約期間末日まで